

サン共同通信

Topics 注目トピック

2022年

社保 標準報酬月額の特例改定

融資 毎月の融資情報

税制 インボイス制度の概要

相続 法定相続人について

メディア実績

09

月号



お客様インタビュー

『タイかぶれ食堂』

新隆之 様



『タイかぶれ食堂』

オーナー 新 隆之様(写真中央)

八王子オフィス 小林(写真左)、新井(写真右)

サン共同を知ったきっかけ

元々私は、ボクシングの世界にいた人間なのですが、10年ぐらい前に、同じくボクサーから税理士に転身をした新井さんと再会する機会がありました。

新井さんは、当時ボクシング業界でも有名な方でその後、税理士になられたと聞いて、私から税務顧問のお願いをしました。

所属ジムは違いましたが、現役時代にスパーリングなど練習をご一緒させていただく機会もあり面識はありましたがそのときは10年以上振りの再会でした。

ボクサーを引退して高難易度の試験に合格されたことから分かる通り、新井さんはストイックな方だとは思いますが、周囲の方には優しく、私にも親切にいろいろ面倒を見てくださっています。

担当者への感想

新井さんに税務顧問のお願いをしたとき、私自身すでに独立をしており日本橋(東京都・中央区)でタイ料理のお店を法人として経営していました。その半年後、立ち退きが急遽決まり赤羽(東京都・北区)に移転をしましたが、そのときも法人ではなく個人でやり直したほうが良いと思うなどアドバイスをしてくれました。

2016年からは小林さんに担当が変わりましたが、細かい質問に対しても親切丁寧に教えてくれるので助かっています。

2020年のコロナ禍では、給付金のお手伝いもしてくださり、それがなければお店の継続も難しかったのでとても助かっています。

経営に詳しい方が側にいてくれるということだけでもありがたいのですが、すぐに連絡が取れるということも安心感があり、新井さんをはじめサン共同さんにご依頼をしてよかったなと思っています。



これまでのキャリア

高校卒業後にボクシングを始め、ボクシング引退後の20代後半は飲食店向けの不動産店舗開発の会社に従事していました。

34歳のときに、タイ料理の経営をしている方の縁があり、41歳のときに独立をしました。

日本橋でお店を出して、2015年8月に赤羽に移転をしました。

今後の目標

店内でタイの食材など物販に力を入れていきたいなと思っています。私は、初めて行った外国がタイだったので、タイの人々の優しい雰囲気などとても魅力的な部分があり、タイ料理に関しても実は中華料理と同じぐらい、煮物・焼き物など調理方法もあり、使っているハーブも様々な種類があるので奥が深いのです。タイの魅力を赤羽から発信していきたいと考えています。

あとは、飲食業界以外にも、違う業界でチャレンジしてみたいなと思っています。

そうなるもまた経営のことで、小林さんや新井さんに相談することもあるかもしれませんが、そうしたチャレンジにも安心して取り組めるのでお二人は頼りになる存在です。

お店のご紹介

タイかぶれ食堂

〒115-0045 東京都北区赤羽2丁目1-19
青柳エンパイアビル 2F
アクセス: 各線・赤羽駅より北改札から東口を出て徒歩2分
電話: 03-5939-9165

■営業時間:

(月~土) 11:30~15:00、17:00~23:00(L.O22:00)
(日・祝) 11:30~23:00(L.O22:00)

■定休日: 木曜日・年末年始



木の優しさ溢れる家庭的な店内で、パクチー麺や生春巻きの他、一品料理と麺飯類などを提供。現地のシェフが作る名物の「パッタイ」は秘伝のオリジナルソースを使っており、甘酸っぱさと香ばしさが魅力。ランチメニューのほか、テイクアウトも可。



標準報酬月額の特例改定

このコラムを監修した税理士：松橋 良枝

1. 標準報酬月額の特例改定

令和2年4月から令和4年6月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により著しく報酬が下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定を可能とする措置が講じられているところです。

今般、令和4年7月から令和4年9月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても特例措置が講じられることとなりました。(下記2)

また、令和3年6月から令和4年5月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方についても、特例措置が講じられることとなりました。(下記3)

2. 急減月の翌月に改定が可能 ⇒9月まで延長

健康保険料や厚生年金保険料の標準報酬月額は通常、毎年9月に**定時決定**(4月から6月の報酬の平均に基づき決定)されますが、固定的賃金の変動に伴い報酬が大幅に減少した場合は、定時決定を待たずに、減少月から4か月目に改定(通常の**随時改定**)されます。

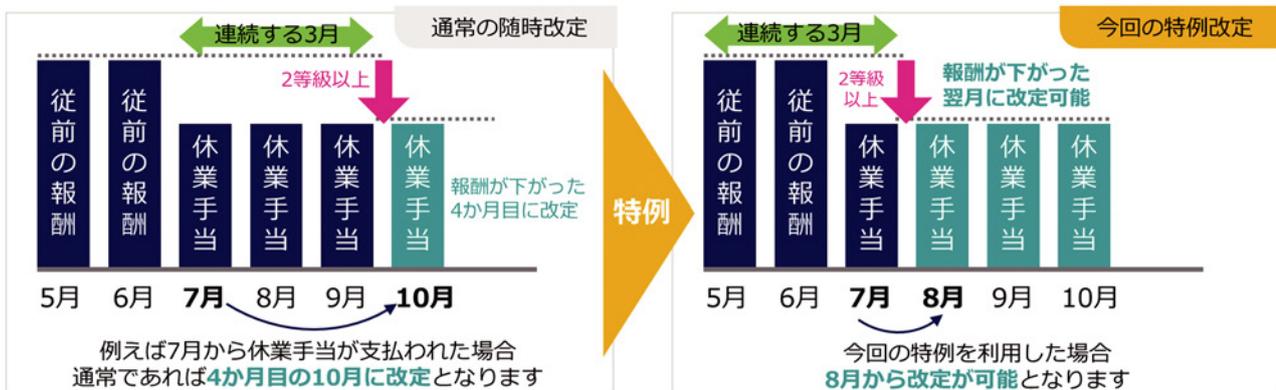
一方、**コロナ特例改定**とは、次の(1)の要件をすべて満たした場合に、急減月の翌月から標準報酬月額を改定することができる措置となっております。

(1) コロナ特例改定の適用要件(次のすべてに該当する方が対象)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位含む)があったことにより、令和4年7月から9月までの間に、報酬が著し低下した月が生じた方
- ② 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)による標準報酬月額が、既定の標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
 ※通常の随時改定とは異なり、固定的賃金の変動がない場合も対象となります
 (例えば、日給単価の変更はなく勤務日数の減少で報酬が減少した場合でも、要件②を満たします)
- ③ 改定内容に本人が書面により同意している

【同意書】

▶<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0810.files/08.pdf>



例えば、新型コロナウイルスの影響による休業で、令和4年7月分の報酬が既定の標準報酬月額と比較して2等級以上低い場合、コロナ特例改定を適用すれば、翌月の8月に改定されます。
改定後の標準報酬月額は、令和5年8月分の保険料までが対象となります。

(2) 申請手続き

事業主が「被保険者報酬月額変更届(特例)」に申立書を添付して、管轄の年金事務所へ郵送して下さい。(事務センターへ郵送しないようご注意ください。)

【月額変更届】

- ▶ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0708.files/03.pdf> (用紙)
- ▶ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0810.files/05.pdf> (記入例)

【申立書】

- ▶ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0810.files/06.pdf> (7月分)
- ▶ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0708.files/06.pdf> (8・9月用)

※特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合、その翌月から標準報酬月額を改定することになりますので、月額変更届の提出が必要です。

(3) 申請期限

急減月	申請期限 (必着)
令和4年7月	令和4年9月30日 (金)
令和4年8月・9月	令和4年11月30日 (水)

3. 既に特例改定を受けている方 ⇒8月分に基づく定時決定

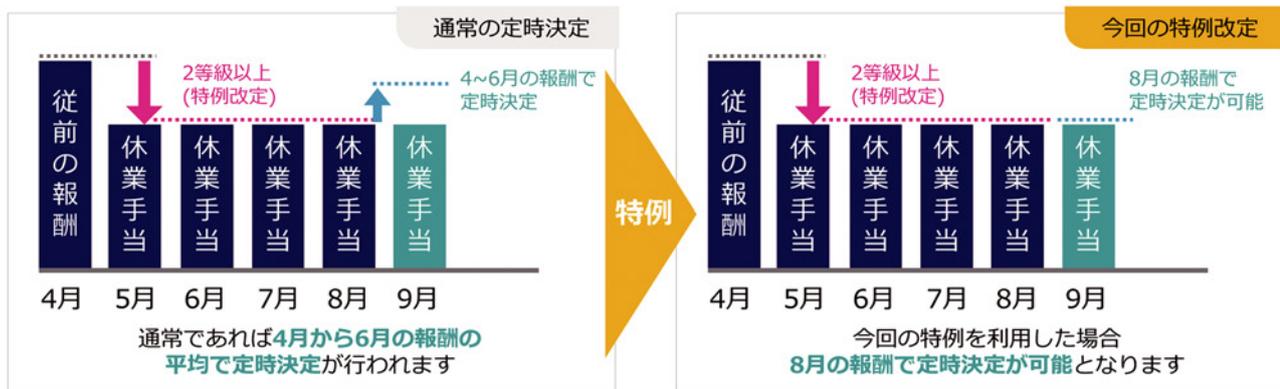
既に令和3年6月から令和4年5月までにコロナ特例改定を受け、令和4年7月までに休業回復による随時改定をしていない方にも、定時決定について一定の措置がなされています。

(1) 適用要件(次のすべてに該当する方が対象)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、次のいずれかに該当する方
 - ア. 令和3年6月から令和4年5月までの間に著しく報酬が下がり、令和3年7月から令和4年6月までの間に特例改定を受けた方
 - イ. 令和3年8月に支払われた報酬にて令和3年度定時決定の保険者算定の特例を受けた方
- ② 令和4年7月までに休業が回復したことによる、随時改定に該当していない方
- ③ 令和4年8月に支払われた報酬の総額(1か月分)に該当する標準報酬月額が、令和4年9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- ④ 改定内容に本人が書面により同意している

【同意書】

▶<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0708.files/08.pdf>



具体的には、通常、令和4年4月から6月の報酬の平均に基づき定時決定されること、定時決定に係るコロナ特例改定を適用することで、例外的に令和4年8月の報酬に基づく定時決定が可能となります。

(2) 申請手続き

下記月額変更申し立て書に添付して、管轄の年金事務所へ郵送して下さい。(事務センターへの郵送不可)

【月額変更届】

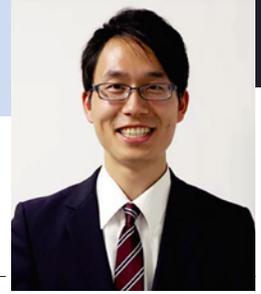
▶<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0708.files/10.pdf>

【申し立て書】

▶<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0708.files/06.pdf>

(3) 申請期限

令和4年8月29日(月)から 令和4年11月30日(水)まで。



毎月の融資情報

このコラムを監修した担当者:小林 信仁

■ 現在活用できるコロナ対策融資制度のご案内(日本政策金融公庫編)

新型コロナウイルス感染症の拡大が進んでおり、事業者様に大きく影響を及ぼす事態となっております。現在活用できる融資制度は複数ございますが、今回は日本政策金融公庫が取り扱っている主要な中小企業向けの資金繰り支援内容を一覧に致しました。

なお、ご利用には売上減少要件や所定の審査がございますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

融資制度名	融資限度額	融資期間	メリット	融資申込要件
新型コロナウイルス感染症特別貸付(コロナ融資)	8,000万円	最大20年間	①融資後3年間は基準金利から▲0.9% ②一定の要件を満たした場合 3年間実質無利息	コロナの影響により、直近月の売上高が1~4年前の同月売上と比較して5%以上減少していること
セーフティネット貸付	4,800万円	最大15年間	原材料高騰により最近の粗利もしくは営業利益率が前期と比較して5%以上減少している場合、基準金利から▲0.4%	社会的、環境的要因により一時的に業況が悪化していること等 (※定量的な売上減少要件無し)
マル経融資	3,000万円 (※ 2,000万円 +別枠1,000万円)	最大10年間	①連帯保証人不要 ②融資後3年間は特別利率から▲0.9% ③一定の要件を満たした場合、3年間実質無利息	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所長等から推薦を受けていること ・ 直近月の売上高が1~4年前の同月売上と比較して5%以上減少していること

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2022年8月1日時点
創業融資の基準金利	2.32~3.20%	2.31~3.10%
コロナ融資の申込期限	2022年9月30日まで	変更なし

コロナ融資とは？

- 借入から3年間は実質無利息、その後も約1.3%の低金利で融資を受けられる制度です。なお、3年間実質無利息の適用を受けるためには売上減少率に別途条件がございます。
- お申込みには直近月の売上と、1~4年前の同月売上を比較して5%以上減少している必要があります。（その他、特例的な比較方法もございます。）



豆知識コラム⑤:コロナ融資の相談金額の目安

- コロナ融資は、事業者の方が一時的に休業に陥っても事業が継続できるように資金繰りを支援する目的であることから、固定費の補填として融資を受けられます。
- 固定費は主に「人件費」「家賃」「リース料」などが挙げられます。
- コロナ融資は固定費の3~6ヶ月分相当の金額の範囲内で可決される傾向が多くございます。



代表朝倉の twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!





インボイス制度の概要

このコラムを監修した税理士：新井 泰

1. インボイス制度とは

インボイス制度とは、2023年10月1日以降、適格請求書発行事業者としての登録番号が記載されたインボイス(適格請求書)を保存している事業者のみ、消費税の仕入税額控除が認められる制度です。消費税の仕入税額控除ができない＝納付する消費税が増加することになります。

2. インボイス(適格請求書)

インボイス(適格請求書)とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号・適用税率・消費税等の額が追加された請求書をいいます。

インボイスは、発行事業者の登録を受けたインボイス発行事業者しか交付できません。そして、免税事業者はインボイス発行事業者になれないため、インボイスを発行するためには課税事業者になる必要があります。

3. インボイスを発行できない場合

自社がインボイスを発行できないと、取引先である売上先は自社への支払分について仕入税額控除が適用できません。仕入税額控除が適用できない場合には、取引先の消費税負担が増えるため、取引を止められてしまう又は価格が見直されてしまう可能性があります。

逆に、取引先である支払先(下請け先)がインボイス登録業者でない場合には、同社への支払分の仕入税額控除ができません。自社の消費税負担が増えてしまうことになります。

(6年間は本来の仕入税額控除の80%又は50%を控除できる経過措置があります)

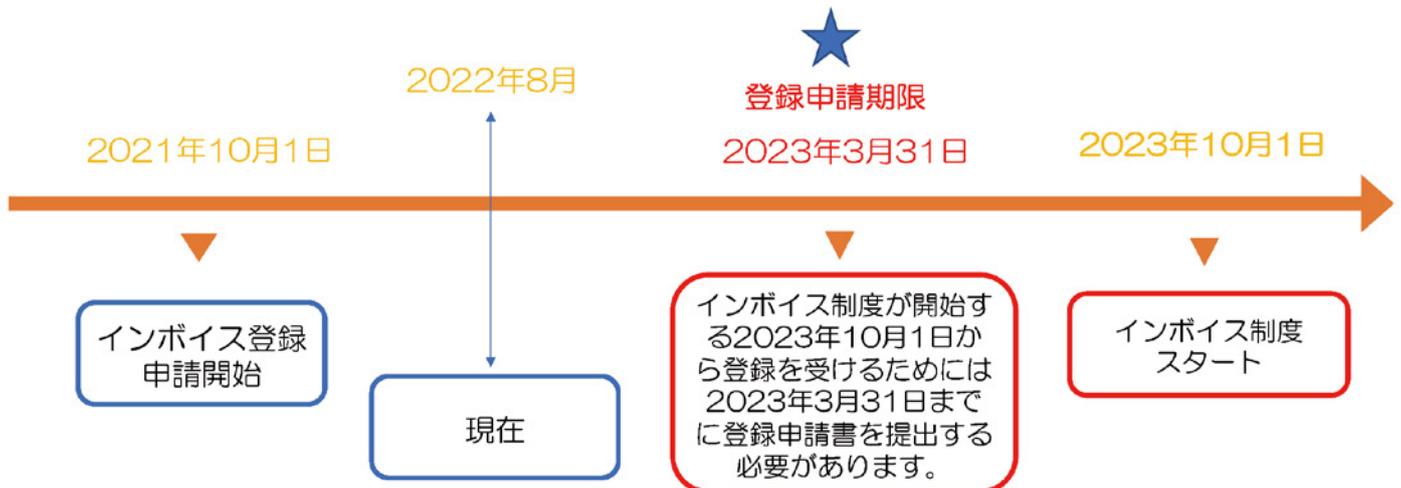
4. 経過措置

インボイス制度開始後、6年間(2023年10月から2029年9月までの間)は、免税事業者等からの課税仕入れについて、一定割合を以下の仕入控除税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

2023年10月1日から2026年9月30日までは仕入税額相当額の80%

2026年10月1日から2029年9月30日までは仕入税額相当額の50%

インボイス制度のスケジュール



※ 原則として、2023年3月31日までに登録申請しなかった場合には2023年10月1日から適格請求書を発行できません。翌事業年度からしか適格請求書が発行できなくなり、それがもとで取引を止められてしまう可能性がありますので注意が必要です。

1

インボイス制度が開始される2023年10月1日からインボイスを発行するためには、原則として、6カ月前の2023年3月31日までに申請書を提出しなければなりません。早めにインボイス登録するか否か考えておく必要があります。

5. 適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書発行事業者になるためには「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出する必要があります。課税事業者であっても自動的に適格請求書発行事業者の登録がされるわけではありません。適格請求書(インボイス)を発行するためには、以下2つの要件を満たす必要があります。

- ・課税事業者であること
- ・適格請求書発行事業者の登録をすること

登録が完了すると「登録番号通知書」が交付され、インボイス制度導入後は、発行する請求書に登録番号を記載しなければなりません。適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに氏名、名称、本店住所、登録番号、登録年月日などが掲載され、登録を受けている事業者か否か誰でも検索できるようになります。

6. 簡易課税

消費税の計算方法として簡易課税を選択している場合には、売上高にみなし仕入率を乗じて仕入税額控除額を計算します。従い、支払先が適格請求書発行事業者の登録をせず、免税事業者であり続けた場合でも自社の消費税負担は増加しません。

基準期間の課税売上高が5,000万円以下であれば簡易課税を適用でき、その場合は、仕入等の際にインボイスを受け取り、保存する必要はないこととなります。簡易課税を選択している事業者はインボイスの保存がなくとも消費税負担に影響ありません。支払先の適格請求書発行事業者登録の確認、インボイスの保管などが不要になるため事務負担軽減のためには簡易課税が望ましいでしょう。インボイス制度の導入を機に簡易課税を選択する事業者が増えることが見込まれます。

7. 適格請求書発行事業者になるか否かの判断

適格請求書発行事業者になるか否かの判断は、売上先を考える必要があります。

取引先(売上先)が事業者のみのBtoB(Business to Business)の場合、取引先(売上先)が免税事業者のみである場合を除き、適格請求書発行事業者になる必要性が高いでしょう。

取引先(売上先)が一般消費者のみのBtoC(Business to Customer)の場合、一般消費者は消費税の免税事業者ですのでインボイスの保存は不要であり、適格請求書発行事業者になることを求められる可能性は少ないでしょう。

- ※ 企業の接待で使われる飲食店や芸能事務所を顧客にもつ美容院などはインボイス発行事業者の登録が必要になると思われます。
- ※ 顧客や取引先からインボイスの交付を求められるか否かが、登録を受けるか否かの判断基準となります。

2023年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合の登録申請書の提出期限は(原則として)来年3月31日です。特に免税事業者の事業者様にとっては、消費税の納付義務が生じることになっても適格請求書発行事業者の登録をすべきか、よくご検討ください。



法定相続人について

このコラムを監修した税理士：宮本 志穂

今回は、相続税を計算する上で重要な法定相続人について、相続があった場合には誰が相続人となるのか、代襲相続とは、相続放棄について、相続税の基礎控除、生命保険金等の非課税について解説します。

1. 法定相続人となる者

法定相続人とは、民法で定められた被相続人の財産を相続できる人です。法定相続人には、被相続人の配偶者と被相続人の血族がなります。配偶者はどのような場合であっても法定相続人になりますが、血族には優先順位が定められており、下記の第1順位から第3順位までの優先順位の高い人が法定相続人になります。なお、被相続人の遺言によれば法定相続人以外の人に遺産を相続させることも可能です。



①配偶者

被相続人の配偶者は、常に法定相続人となります。法的に婚姻関係のない、内縁関係など事実婚の場合には法定相続人とはなりません。

②直系卑属

第1順位は被相続人の直系卑属です。直系卑属とは直系の下の世代で、子がこれにあたります。離婚した元配偶者との間に子がいた場合、その子も第1順位の法定相続人となります。

なお、被相続人の子が既に亡くなっている場合や相続権を失った場合には、孫が子に代わる相続人となります。このように代わりに相続人になることを代襲相続と言います。第1順位の代襲相続は子がいなければ孫、孫がいなければ曾孫と何代でも続きます。

プラス1 養子や胎児も法定相続人になれる？

養子

養子も相続人となることができます。ただし、相続税を計算する場合の法定相続人の数に含める被相続人の養子の数は、制限があるため注意が必要です。相続税の計算上、法定相続人の数に含めることができるのは、実子がいる場合には1人、実子がいなかった場合には2人となっています。

胎児

胎児も法定相続人になります。ただし、死産のように胎児が出生しなかった場合は法定相続人になりません。

③直系尊属

第2順位は被相続人の直系尊属です。直系尊属とは直系の上の世代で、父母や祖父母がこれにあたります。第1順位の直系卑属がない場合に法定相続人となります。第2順位の代襲相続の場合も、父母がいなければ祖父母、祖父母がいなければ曾祖父母と何代でも続きます。

④兄弟姉妹

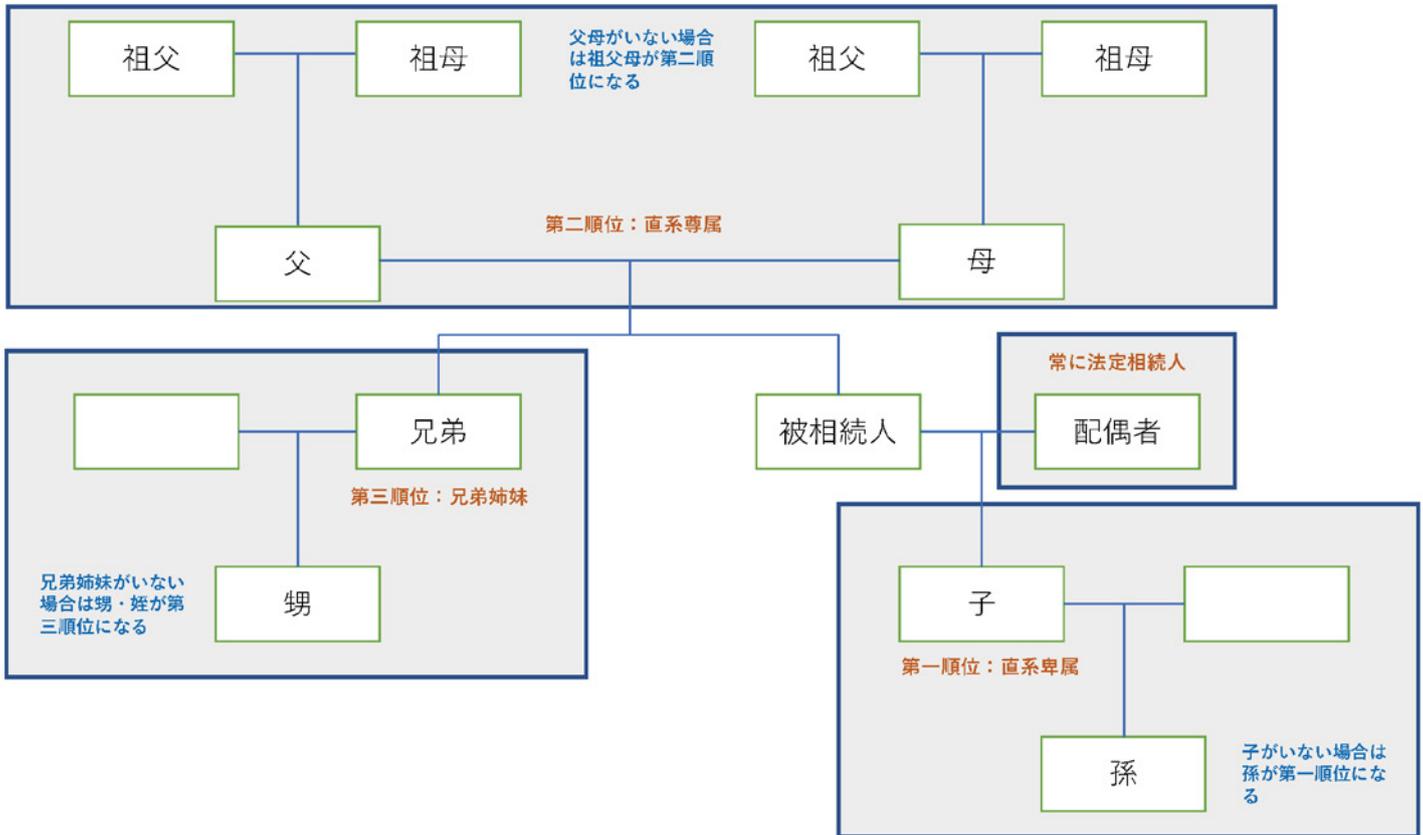
第3順位は、被相続人の兄弟姉妹です。第1順位と第2順位がない場合には第3順位の兄弟姉妹が相続人となります。被相続人が亡くなる前に既に兄弟姉妹が亡くなっていてその子供がいるときは、その子(甥や姪)が代襲相続人となります。第3順位は代襲相続が1代限りとなります。つまり、甥や姪が既に亡くなっていた場合のその甥や姪の子には代襲相続されません。

2. 法定相続人がいない場合

配偶者及び第1順位から第3順位までの法定相続人またはその代襲相続人がいない場合には法定相続人が誰もいないということになります。法定相続人がいない場合において、遺言書がある場合は被相続人の意志を尊重し、遺言書の内容に従って遺産相続を行います。

遺言書がない場合には、相続権がない人であっても所定の手続きを行うことで「特別縁故者」(注)として遺産を相続できることもあります。そして、その特別縁故者もない場合、その人の財産は最終的に国庫に帰属することになります。

(注)特別縁故者とは、民法の規定で、「被相続人と生計を同じくしていた者」、「被相続人の療養看護に努めた者」、「その他被相続人と特別な縁故があった者」をいいます。具体的には、一緒に生活していた内縁の方が該当する可能性があります。



3. 法定相続人の範囲内なのに相続人になれない場合

下記の場合には、法定相続人であっても相続人の権利を失います。

(1) 相続放棄

相続財産には、現金や不動産などのプラスの財産だけでなく未払金や借金などのマイナスの財産もありますが、マイナスの財産の方が多く場合には相続したくないものです。そのときには相続放棄することで相続しないで済ませられます。

民法上「相続の放棄をした者は、その相続に関して、初めから相続人とならなかったものとみなす」と規定されていますので、相続を放棄した人は相続人にはなりません。

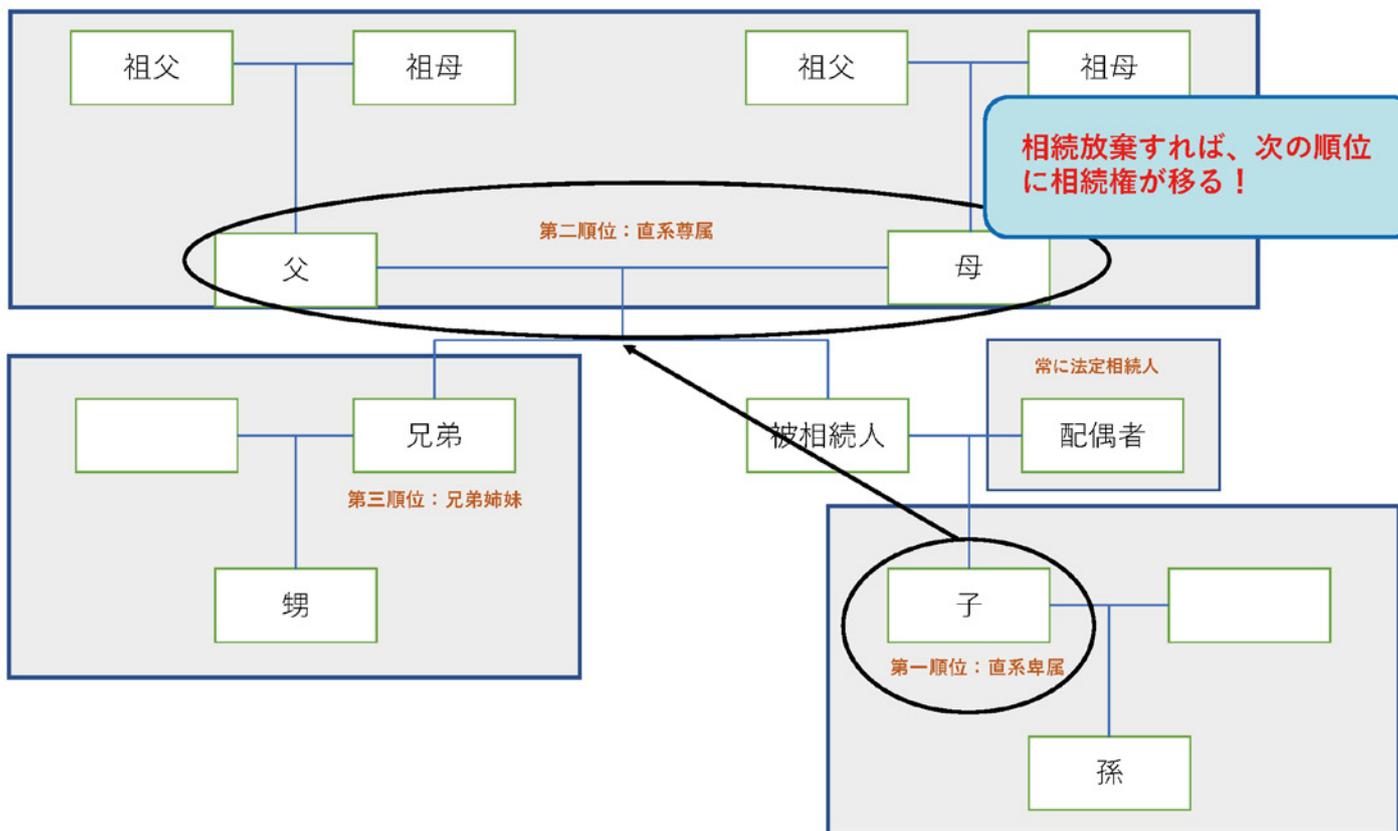
例えば、被相続人が1億円分の土地を所有していたとします。通常、相続人はこれを相続することになりますが、被相続人は借金10億円を抱えていたらどうでしょうか。相続したくありませんね。その時に相続放棄することができます。相続放棄をすれば、プラスの財産を相続できない代わりに、マイナスの財産も相続しなくて済みます。

相続放棄をする場合には、原則として、相続の開始があったことを知った日から3カ月以内に、被相続人の最後の住所を所轄する家庭裁判所で相続放棄の申し立て手続きが必要です。

プラス1 法定相続人が相続放棄すると相続権はどうなる？

法定相続人が相続放棄すると相続権は次の順位の人に移ります。

例えば、第1順位である子（直系卑属）が相続放棄をすれば、第2順位である親（直系尊属）に相続権が移り、第2順位である親も（直系尊属）も相続放棄すると第3順位の兄弟姉妹に相続権が移ります。



(2) 欠格廃除に該当する場合

故意に被相続人や他の相続人を死亡させ又は死亡させようとした場合や被相続人の遺言書を偽造した欠格者、被相続人を虐待、侮辱等をした廃除者は相続人の権利を失います。

4. 法定相続人の数と相続税の計算

法定相続人の数は、相続税の計算にも関係します。次の事項は法定相続人の数によってその金額が変わります。

(1) 相続税の基礎控除額

相続税の基礎控除額とは、相続税を計算する際に、被相続人の遺産の総額から控除できる金額のことです。基礎控除の金額は「3,000万円+(600万円×法定相続人の数)」で計算します。法定相続人1人につき600万円が加算されることになり、法定相続人が多いほど基礎控除は大きくなります。従い、養子縁組により基礎控除を増やす節税が可能となります。

なお、(相続税法上の特例を使わず)遺産の総額が基礎控除額以下であれば、相続税はかからず、相続税申告の義務はありません。

例えば、法定相続人が3人の場合、「3,000万円+(600万円×3人)=4,800万円」となります。遺産の総額が4,800万円以下であれば、相続税はかからず、申告をする必要もないということになります。

プラス1 相続放棄があった場合の基礎控除額の計算

基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で計算しますが、相続放棄があると初めから相続人でなかったものとみなすので、基礎控除の計算の際の法定相続人からも排除されるように思えます。しかし、基礎控除額の計算では相続放棄があっても「相続放棄はなかった」とされます。例えば、法定相続人の数が4人の場合、基礎控除額は「3,000万円+600万円×4=5,400万円」となりますが、このうちの1人が相続放棄をしても基礎控除の計算は相続放棄がなかったものとみなして計算するため、基礎控除額は5,400万円のままとなります。

(2) 生命保険金や退職手当金等の非課税枠

相続人が取得した死亡保険金や退職手当金等については、非課税枠が設けられており、法定相続人1人あたり500万円までが非課税とされています。

例えば、法定相続人が3人の場合、「500万円×3人=1,500万円」となり生命保険金と退職手当金のそれぞれで適用できるため、最大3,000万円の非課税枠となります。

メディア実績

『月刊実務経営ニュース』2022年9月号に代表の朝倉、拠点長の笠岡、近藤が掲載されました



『月刊実務経営ニュース』2022年9月号に代表の朝倉、拠点長の笠岡、近藤のインタビューが掲載されました。また、表紙にも選んでいただきました。事務所経営のDX化について話しています。(P.30~P.41)



Check!

「実務経営Channel」に代表の朝倉、拠点長の笠岡、近藤出演の動画が公開されました



『月刊実務経営ニュース』の取材PVが「実務経営Channel」にて公開されました。弊社の代表朝倉、拠点長の笠岡、近藤が出演しています。会計業界の今後とDX化について話しています。



Check!

『月刊実務経営ニュース』2022年7月号に代表の朝倉が掲載されました



辻・本郷グループ会長の本郷孔洋様、辻・本郷ITコンサルティング代表取締役の黒仁田健様、NEXTA事業部の鈴木正彦様と辻・本郷ITコンサルティングの新サービス「NEXTA」について対談しています。(P.30~P.42)



Check!

出版物

- 『詳解連結納税Q&A』(清文社・共著)
- 『外国税額控除／外国子会社配当益金不算入制度と申告書作成の実務等』(清文社・共著)
- 『融資を引き出す創業計画書づくり方・活かし方』(あさ出版・共著)
- 『中小企業のDXは会計事務所に頼め』(金融ブックス・共著)
- 『すごい社長は知っている 会社の価値の高め方』(株式会社アックスコンサルティング出版局・共著)

など多数

記事

- ・(2022年7月号)月刊実務経営ニュース
『DXの推進で業界の活性化を目指す辻・本郷ITコンサルティングの新サービス「NEXTA」』
- ・(2022年6月16日号)新潮社『週刊新潮』
- ・(2022年6月1日)プロパートナーonline特別編集『土業業界ランキング500(2022年完全版)』
- ・(2022年1月号)月刊プロパートナー『～DX土業が語り合う!新たな土業像とは～2022年、土業の大改革』
- ・(2020年8月号)税務広報『テレワークガイドラインのつくり方』
- ・(2020年6月号)月刊実務経営ニュース『会計事務所のテレワーク勤務勉強会』
- ・(2020年5月号)FIVE STAR MAGAZINE『テレワーク運用ガイドライン』
- ・(2020年2月1日号)税界タイムス第73号『第4回サン共同税理士法人オフィス見学会&RPA体験見学会』

など多数

セミナー

- ・(2022年4月8日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催『DX導入事例』
- ・(2021年12月2日)株式会社実務経営サービス主催会計事務所サミット『会計事務所サミット』
- ・(2020年6月16日)会計事務所RPA研究会(株)・イブシロン共同セミナー主催『初めてのRPA導入セミナー』
- ・(2021年6月10日)辻・本郷税理士法人主催『手入力禁止から経理業務の自動化の提案・導入へ』
- ・(2020年2月29日)株式会社オーシャン主催『人手不足解消・売上増加のためのRPAと在宅の活用』
- ・(2020年2月10日)株式会社実務経営サービス主催『税務業務専門ロボット徹底検証セミナー』
- ・(2019年12月12日)株式会社会計事務所RPA研究会『会計事務所RPAサミット』
- ・(2019年10月7日)関東甲信越税理士会 浦和支部 主催セミナー『会計業界におけるRPAとAIの動向』
- ・(2019年9月11日)名南経営コンサルティング主催セミナー『スタッフ1人にロボット1台の事務所へ』
- ・(2019年9月1日・4日)船井総合研究所主催セミナー『担当者2名体制から「担当者1名+ロボット1台体制」へ』
- ・(2019年7月12日)実務経営サービス主催会計事務所サミット
『ロボットが申告する時代到来!単純作業がいよいよ消滅します』
- ・(2019年6月19日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催セミナー『会計事務所M&A実体験談セミナー』

など多数

メディア

- ・(2022年6月1日)実務経営Channel
『【取材PV】会計事務所の「学び場」 NEXTA(ネクスタ)／辻・本郷ITコンサルティング(7月号)』
- ・(2021年2月13日)週刊ダイヤモンド「税理士の大再編時代が到来」
- ・(2020年6月27日号)週刊現代『横行する「コロナのカネ」を不正受給する人たち』
- ・(2020年5月1日)テレビ東京WBS『持続化給付金対応』

など多数

2022-
9月号
vol.5



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市宇大謝名215 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階